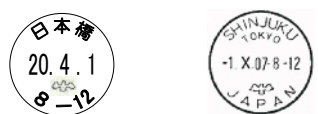
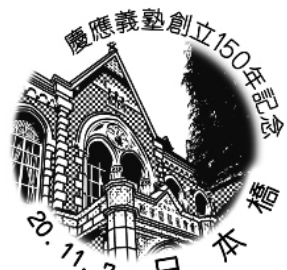


**特殊切手「慶應義塾創立150年記念」
初日用通信日付印の使用【郵便事業株式会社】**

1 窓口での依頼

使用日時	使 用 支 店	使用する初日用通信日付印の種類
20.11.7 (9:00-12:00)	日本橋	(1) 及び (3) の初日印 (1) (3) 
	札幌、旭川、函館、釧路、仙台、青森、盛岡、秋田、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、横浜、甲府、神田、京橋、芝、上野、渋谷、新宿、長野、新潟、富山、福井、金沢、名古屋、静岡、津、岐阜、大津、大阪、大阪東、奈良、和歌山、京都、神戸、岡山、鳥取、松江、広島東、福山、山口、広島、徳島、高松、高知、松山、福岡、北九州、佐賀、大分、宮崎、長崎、熊本、鹿児島及び那覇	(1) 及び (2) の初日印 (1) (2) 

2 郵便による依頼

受付支店	受付期限	使用する初日用通信日付印の種類	初日印として使用する特別日付印
〒100-8799 銀座支店 (日本橋支店 のもの)	平成20年10月24日(金) (当日消印有効)	(1) 及び (3) の初日印 (1) (3) 	(手押し用) 表示年月日: 20.11.7 
			(記念押印機用) 表示年月日: 20.11.7 

注1 (2) 及び (3) の初日印の引受消印は、外国あてに限るものとします。

注2 郵便による申込みに係る初日押印の場合、引受消印をする郵便物又は記念押印する物件の大きさは、定形郵便物の最大寸法を超えないものに限るものとします。

特殊通信日付印の使用

使 用 支 店	使 用 期 間	意 匠
欄外の使用支店（※）	平成20年11月7日 から 平成20年11月13日	（手押し用） 
日本橋、名古屋及び大阪	平成20年11月7日	（記念押印機用） 

（注）日本橋、名古屋及び大阪において、手押し及び記念押印機の2種類を使用し、その他の支店においては手押しのみを使用します。

※特殊通信日付印使用支店（手押し）

北海道：札幌、旭川、函館、釧路、札幌西、豊平、岩見沢、函館東、留萌、小樽、室蘭、東室蘭、帯広、根室、北見及び千歳
 東北：仙台、青森、盛岡、秋田、山形、福島、仙台東及び郡山
 関東：水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、日光及び高崎
 南関東：横浜、甲府、横浜港及び川崎
 東京：日本橋、神田、京橋、芝、上野、渋谷、新宿、麹町、目黒、世田谷、中野、豊島、武蔵野、立川及び八王子
 信越：長野、新潟、新潟中及び松本
 北陸：富山、福井、金沢、高岡、金沢南及び小松
 東海：名古屋、静岡、津、岐阜、浜松、名古屋中、名古屋東、千種及び豊橋
 近畿：大阪、大津、大阪東、奈良、和歌山、京都、神戸、中京、堺、長田、灘、尼崎及び姫路
 中国：岡山、鳥取、松江、広島東、福山、山口、広島、倉敷、広島西、呉及び下関
 四国：徳島、高松、高知、松山、松山西及び新居浜
 九州：福岡、北九州、佐賀、大分、宮崎、長崎、熊本、鹿児島、博多、早良、博多南、大牟田、長崎北、熊本東、都城及び鹿児島東
 沖縄：那覇、那覇東、宮古島及び八重山